

<最高裁判例⑮>昭和 54 年 10 月 30 日最高裁判所第三小法廷

国鉄札幌運転区事件

テーマ	使用者の許諾を得ないで、使用者の物的施設を利用することはできるか。	
テキスト	労一 p.190	
出題実績	■	労一 2402D
ストーリー	国鉄労組は春闘にあたりビラ貼付の指令を発し、これを受けた A 支部でもその実施を指令した。X らは、詰所において使用している自分のロッカーにビラ 2 枚を並べて貼付した。 国鉄(Y 社)は、組合掲示板以外への文書の掲示を禁じていたため、X らに注意してビラをはがすことを命じたが、X らは、これに応じなかった。 Y 社は X らを戒告処分にしたため、X らがこの処分を不当として訴えを提起した。 ビラの貼付けは、組合掲示板だけです。ロッカーのビラははがさせていただきます。  Y 社 何をするんだ。労働組合の財産に手をかけるな！  労働者 X ら 労働組合による企業の物的施設の利用は、使用者との団体交渉等による合意に基づいて行われるべきものであり、備付けのロッカーにビラを貼付する行為は正当な組合活動にあたらぬ。(労働者 X ら敗訴)	
	……当該企業に雇用される労働者のみをもつて組織される労働組合（いわゆる企業内組合）の場合にあつては、当該企業の物的施設内をその活動の主要な場とせざるを得ないのが実情であるから、その活動につき右物的施設を利用する必要性の大きいことは否定することができないところではあるが、<u>労働組合による企業の物的施設の利用は、本来、使用者との団体交渉等による合意に基づいて行われるべきものであることは……明らかであつて、利用の必要性が大きいことのゆえに、労働組合又はその組合員において企業の物的施設を組合活動のために利用しうる権限を取得し、また、使用者において労働組合又はその組合員の組合活動のためにする企業の物的施設の利用を受忍しなければならない義務を負うとすべき理由はない、</u>というべきである。	